

秋田市 みなし指定事業所指定更新説明会 Q&A

回答内容は今後変更になる可能性があります。（平成29年12月21日現在）

no.	質問	回答	回答日
1	平成30年10月から総合事業の単位数が変わると聞いていたが、今回の指定更新には関係するののか。	本市では、一定の要件を緩和した訪問型サービスを平成30年10月から開始することを予定しておりますが、今回の指定更新とは別のものであり、直接的な関係はありません。なお、緩和したサービスを行う事業者は、緩和したサービスの事業所指定が別途必要となるほか、運営規程や重要事項説明書等の変更が必要となる予定であり、詳細については決定次第お知らせします。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
2	定款や運営規程などすべての書類に、「第一号事業」と記載しなければならないということで良いか。	お見込みのとおり。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
3	複数事業所を持つ法人が、同日付で複数事業所の指定更新申請を行う場合、定款や誓約書等の提出書類が重複するが、1部のみの提出で良いのではないのか。	複数事業所を持つ法人が定款や誓約書等の書類を同日付で提出する場合であっても、事業所ごとに提出書類が必要となります。この場合、事業所の一つは原本を添付するものとし、その他の事業所については写しを添付することとしてください。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
4	勤務形態一覧表について、12月の実績に基づき1月分を作成するということが良いか。	お見込みのとおり。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
5	説明会の際に例示された運営規程について、ホームページに載せていただくことは可能か。	説明会の際に例示した運営規程は、様々な記載例のうちの1つに過ぎず、この通り記載しなければならないとの誤解を招きかねないことから、ホームページ上で公開する予定はありません。運営規程等の変更にあたっては、配付資料の記載例を参考にしてください。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
6	申請書類の提出締切は平成30年1月26日だが、書類の差替えが締切を過ぎてしまっても良いのか。	申請を提出締切期間内に行っていただければ、差替えを締切後に行っても問題ありません。ただし、できる限り差替えが生じないようにしてください。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
7	契約書の記載例として、事業対象者の利用料金について「市長の定める額とする」とあるが、どういう意味か。	総合事業で行うサービスについては、各市町村がサービス内容や利用料金などを定めることとされています。利用料金について「市長が定める額とする」と記載することで、市が定める内容が変わったとしても、書類上の変更事務が不要となるため、この文面を例示したものです。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会
8	平成29年度内に同一事業所が介護給付又は予防給付の指定更新をしていた場合、提出書類の省略が可能となるとのことだが、「地域密着型通所介護」の指定更新も含まれるという認識で良いか。	お見込みのとおり。	平成29年12月21日 ※みなし指定更新説明会